

## [ 事案 20-40 ] 災害死亡保険金請求

- ・平成 20 年 10 月 9 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 1 月 27 日 裁定終了

### < 事案の概要 >

医療過誤は不慮の事故に当たるとして、災害死亡保険金の支払いを求め申立てがあったもの。

### < 申立人の主張 >

夫が、平成 11 年 11 月に食道がん根治手術を、翌月に気管切開術を受けたが、その術中に執刀医が右総頸動脈を誤って損傷し、夫は失血死した。本件については、その後、医療過誤を巡る裁判となり、同 18 年に地裁判決が出て当方が勝訴し、夫の死が医師の過誤によるものと認定された。

そこで、夫の死亡原因となった「医療過誤」は、不慮の事故(付則 1 の分類項目 10「外科的および内科的診療上の患者事故」)に当たると考え、災害割増特約、傷害特約にもとづいて災害死亡保険金の支払いを請求したところ、保険会社は、約款上の不慮の事故には該当しないとして、災害死亡保険金を支払ってくれない。

他の生保会社等からは、裁判所の判決文にもとづいて、不慮の事故に該当すると判断し災害死亡保険金が支払われているので、災害死亡保険金を支払って欲しい。

### < 保険会社の主張 >

災害割増特約、傷害特約においては、災害保険金の支払事由として「被保険者が不慮の事故による傷害を直接の原因として(中略)で、かつ昭和 53 年 12 月 15 日行政管理庁告示第 73 号に定められた分類項目中下記のもの」とするとし、同分類項目 10 において「外科的および内科的診療上の患者事故、ただし疾病の判断、治療を目的としたものは除外します」と規定している。

一方、申立人の言う裁判所判決によると、被保険者は、気管切開中に執刀医のメス操作により右総頸動脈を損傷し、それによって生じた創傷からの出血によって失血死したものと認定されている。

上記認定事実を、約款規程に照らした場合、分類項目 10 の患者事故(医療過誤)に該当するものの、気管切開術は呼吸不全治療を目的として行われたものであり、「疾病の治療を目的としたもの」として除外規定に該当する。

よって、被保険者の死亡は、不慮の事故によるものとは認められないため、災害死亡保険金を支払うことは出来ない。

### < 裁定の概要 >

下記により、本件申立てには理由がないと判断出来ることから、生命保険相談所規程第 40 条により、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 本件契約の約款規程によると、災害死亡保険金の請求要件は、死亡原因が「不慮の事故」に起因するものであること、および当該不慮の事故が同付則分類項目表(昭和 53 年 12 月 15 日行政管理庁告示第 73 号に定められた分類項目中の一部)に定められた項目に該当することである。このうち、本件事故は、上記の要件を満たすものであるが、前記要件のとおり、本件保険契約は、全ての「不慮の事故」について保険金を支払うとの内容ではなく、一定の不慮の事故についてのみ

保険金を支払うと規定し、本件保険約款付則 1 に定める不慮の事故は、限定列举と解することが原則である。すなわち、本約款付則 1 の分類項目 10 は、「外科的及び内科的診療上の患者事故」について、但し書きで「疾病の診断、治療を目的とした」患者事故は除き、傷害に起因する患者事故のみを支払いの対象としている。これは、疾病と傷害との発生件数の相違によるものであり、前記理由により規定自体不当とは言えない。

- (2) 本件事故は、そもそも食道がんという疾病に起因してなされた根治手術によって引き起こされた呼吸困難を緩和する措置として気管切開術により惹起したものであるから、例えその過程において執刀医に過失があっても、当該手術自体は「疾病の診断、治療を目的としたもの」と評価できる。したがって、本保険約款の災害死亡保険金の支払対象外であると判断されるから、本件において申立人には災害死亡保険金の請求権はないと判断せざるを得ない。
- (3) 申立人は、本件事故につき、当該会社以外の保険会社においては、同一内容の約款に基づく保険契約により、災害死亡保険金が支払われたことから、当該会社の判断は不当であると主張するが、各個別の保険会社は、独自の判断において、保険契約の趣旨と契約者の平等に反さない限り、契約者の有利な方向で支払対象を弾力的に運用することも許される。但し、これは各社の政策的な判断によるものであり、ある保険会社がかかる判断をしたからといって、他の保険会社が同一の判断をするべき義務を負うものではない。

**<参考> 本件保険約款に定める「不慮の事故」について**

- ・ 保険約款災害割増特約第 1 条は、この特約における不慮の事故とは「普通保険約款の付則 1 に定める不慮の事故をいう」と定めている。
- ・ 同付則 1 は、対象となる不慮の事故につき「急激かつ偶然な外来の事故で、かつ昭和 53 年 12 月 15 日行政管理庁告示第 73 号に定められた分類項目とし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和 54 年度版」によるものとします。」と規定するとともに、分類項目として 10 に「外科的及び内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。」と規定している。